

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に當たるときは、その翌日)

基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

◇ 告 示 保険医療機関の指定

へい獸処理場等に関する法律第九条第一項による区域の
指定

計量器の定期検査の実施

争議行為を行う旨の通知（二件）

入会林野整備計画の認可

土地改良区の役員の住所変更

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定（二件）

教育委員会の招集

△公 告 微税吏員証の無効公告

告 示

鳥取県告示第三百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上田病院	鳥取市西町一丁目四五二	昭和四十九年四月十三日
坂本医院	" 元町二七二	一日
タムラ病院	" 瓦町一六一	"
山本外科医院	" 末広温泉町一二五	"
山藤胃腸科、外科、肛門科医院	" 大榎町一七	"
荻原医院	岩美郡国府町宮の下二七八	十日
ノヅ医院	八頭郡河原町長瀬太月七四の九	"
瀬川医院	船岡町船岡五八五の一	二日
浜村診療所	河原町河原八	一日
中本内科医院	氣高郡氣高町勝見六六〇の二	三日
東伯郡東伯町八橋七四〇	"	"

日南町国民健康保険 日南病院	日野郡日南町生山五一
荒金歯科診療所	"
石井内科医院	鳥取市布勢河徳三三二の四
	"
	"

鳥取県告示第三百六十三号

へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第九条第一項の動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域を次のように指定し、昭和三十一年十二月鳥取県告示第六百三号（へい獣処理場等に関する法律第九条第一項の規定による区域の指定について）は、昭和四十九年四月十八日限り廃止する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 鳥取市の区域のうち 立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、上町、中町、馬場町、江崎町、栗谷町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、湯所町一丁目、湯所町二丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、御弓町、大榎町、大工町頭、庖丁人町、掛出町、尚徳町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、材木町、玄好町、元大工町、上魚町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、鍛治町、若桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、茶町、桶屋町、職人町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、

二 宮川町一丁目、宮川町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町一丁目、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、金森町、旭田町、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛治町一丁目、鍛治町二丁目、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、西倉吉町、河原町、余戸谷町、駄経寺町、海田東町、海田南町、海田西町、河北町、大平町、天神町、西福守町及び鴨川町

三 米子市の区域のうち勝田町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、糀町一丁目、糀町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、昭和町、日野町、万能町、茶町、明治町、弥生町、塩町、末広町、大工町、愛宕町、祇園町一丁目、祇園

町二丁目、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、日ノ出町、錦町
 一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤
 町三丁目、角盤町四丁目、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西
 倉吉町、朝日町、尾高町、寺町、岩倉町、立町一丁目、立町二丁目、立
 町三丁目、立町四丁目、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、
 東町、中町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町、西町、天神町一丁
 目、天神町二丁目、内町、車尾、皆生、上福原、東福原、西福原、米原、
 中島、旗ヶ崎、上後藤、兩三柳、河崎、吉岡、熊党、蚊屋、青木、福市、
 大谷町、陰田町、目久美町、長砂町、陽田及び東山

四 境港市の区域のうち岬町、花町、東雲町、入船町、朝日町、東本町、
 相生町、中町、末広町、日ノ出町、本町、栄町、松ヶ枝町、京町、明治
 町、馬場崎町、大正町、弥生町、浜ノ町、米川町、蓮池町、上道町、元
 町、中野町、福定町、竹内町、高松町、小篠津町、佐斐神町、湊町、渡
 街及び外江町

五 岩美郡国府町の区域のうち大字奥谷、大字宮ノ下及び大字町屋字向土
 居

六 岩美郡岩美町の区域のうち大字陸上字平磯、字七坂、字貝左近、字船
 揚場、字上町の内、字寺山谷口、字寺山谷、字粟肺谷、字上町、字寺屋
 敷、字西屋敷、字下塚畑、字隠畑、字口西ノ脇及び字西脇大字小羽尾字
 陸上坂、字船磯、字浜頭、字西ノ奥、字白井谷、字大池谷、字坂ノ下及
 び字小磯屋、大字大羽尾、大字牧谷字津崎、字基石河原、字馬力谷、字
 浜ヶ崎、字大小松、字大小大平、字小松黒島谷、字出向谷、字熊井浜、
 字熊井谷、字嫁田、字浜田、字市坂、字砂浜、字吉田屋敷ノ上、字中屋敷
 ノ上及び字上屋敷ノ上、大字浦富、大字田後、大字綱代、大字沓井、大

字大谷字東町田浜、字中町田浜、字西町田浜及び字西山並びに大字岩井
 七 岩美郡福部村の区域のうち大字湯山字高浜、字池瀬、字赤坂、字大島、
 字ニツ山及び字孤山、大字海土字高浜、大字細川字高浜及び湊並びに大
 字岩戸

八 气高郡氣高町の区域のうち大字浜村、大字勝見、大字宝木及び大字酒
 津

九 氣高郡鹿野町の区域のうち大字鹿野及び大字今市

十 氣高郡青谷町の区域のうち大字青谷字遠崎、字灘町、字流町、字八軒
 屋、字大工町、字御藏町、字中町、字空浜、字西浜、字北浜、字新屋敷、
 字東町、字前川、字背戸田、字治郎丸、字土手廻り、字江川、字東湯田、
 字西湯田、字背戸田、字二反草、字縄手、字屋敷田、字橋詰、字瀬崎、
 字向瀬崎、字冬渡、字村内、字下寺池、字中畦、字露谷尻、字鷺縄手、
 字イタラズ及び字大茨

十一 東伯郡羽合町の区域のうち大字上浅津字石指、字宮ノ本、字二ノ宮
 ノ木、字明徳、字二ノ明徳及び字雨龍土

十二 東伯郡東郷町の区域のうち大字旭区及び大字松崎

十三 東伯郡三朝町の区域のうち大字三朝並びに大字山田字石湯、字北平、
 字市ヶ坪、字築瀬、字沢向、字先ノ土井、字馬場及び字土手下

十四 東伯郡関金町の区域のうち大字関金

十五 東伯郡東伯町の区域のうち大字八橋、大字徳万及び大字浦安

十六 西伯郡大山町の区域のうち大字大山

十七 西伯郡名和町の区域のうち大字御来屋

十八 日野郡溝口町の区域のうち大字舛水高原

鳥取県告示第三百六十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間

当該計量器の所在場所

昭和四十九年五月二十八日から
昭和五十年三月三十一日まで

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日 検査時間 実施区域 検査場所

五月二十八日 午前十時から
午後三時まで 日野郡日南町 日南町公民館大宮支館

二十九日 "

三十日 "

三十一日 午前十時から
正午まで "

六月 一日 正午まで "

三日 後午一時から
午後三時まで "

午前十時から
正午まで "

午後一時から
午後三時まで "

午前十時から
午後三時まで "

四日 午前十時から
午後三時まで "

館 日南町公民館上石見支

鳥取県告示第三百六十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、日本交通鳥取地区労働組合執行委員長西村東己から争議行為を行った旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

一 事件

賃金引上げの要求に関する件

二 日時

昭和四十九年四月二十六日からこの事件が解決する日まで

三 場所

日本交通株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取県）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

五日 "

六日 "

七日 "

八日 "

九日 "

十日 "

十一日 "

十二日 "

十三日 "

日野町 黒坂小学校
根雨中学校
江府町 江府町農業倉庫
溝口町 溝口町役場二部支所
溝口町公民館

鳥取県告示第三百六十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、全国瓦斯労働組合連合会中四国地方連合会米子瓦斯労働組合執行委員長福原浩から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 最低賃金協定の要求に関する件

(三) 労働時間の短縮の要求に関する件

二 日時

昭和四十九年四月二十四日からこの事件が解決する日まで

三 場所

米子瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（米子市）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百六十七号

気高郡青谷町絹見入会林野整備組合長森春雄から申請のあつた絹見入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十日認可したので、同法同条第三項の規定により告

示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

湖東大浜土地改良区

理 事	竹 本 市 蔵	交更前	鳥取市伏野一四三三番地
		変更後	鳥取市伏野一四三一番地

鳥取県告示第三百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 許可番号

/ 昭和四十八年三月二十九日 鳥取県指令受付都計第九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字治右衛門灘道西沖、字治右衛門道西及び字吉左衛門道

西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二九〇一十八

協同組合米子総合卸センター

理事長 笠 井 寿

鳥取県告示第三百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年四月十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申 請 人 の 住 所 及 び 氏 名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
東伯郡北条町大字 江北五・一八	倉吉市新田字川尻五九四ノ一・五九	幅員 六・三〇 メートル
中国住宅産業 株式会社	四ノ二・六〇〇の一部、字下前河原	延長 一四〇・九〇 メートル
取締役社長 中西 了介	六〇三ノ一・六一三ノ一・六一四ノ 一・六一九ノ一・六二二ノ一・六二	
部	二・六三三ノ一・一〇五六ノ三の一	

鳥取県告示第三百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年四月十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申 請 人 の 住 所 及 び 氏 名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
米子市東倉吉町 一三四の二	米子市上福原字南屋敷五七六ノ七、 五七六ノ七地先水路	幅員 四・〇〇 メートル
大和ハウス工業 株式会社	山陰支店 支店長 上橋輝重	延長 二〇・四〇 メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

一 日時 昭和四十九年四月二十一十五日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町二十一番地 鳥取県教育委員会委員館
三 議題 (1) 教科用図書選定審議会委員の任命について
 (2) もの他

公 告

徵稅吏員証

証票無効

昭和45年8月11日交付第384号

鳥取県東部県稅事務所所属宍道栄一郎名義の分

昭和49年2月4日亡失

上記の証票亡失の届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

昭和49年4月19日

鳥取県知事 幸林鴻三